

和 指 第 2 5 2 号
令 和 8 年 6 月 1 5 日
(2 0 2 6 年)

各介護職員処遇改善加算算定事業者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公 印 省 略)

「令和7年度介護職員等処遇改善加算実績報告書」の提出について（通知）

平素は、介護保険事業に対しご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度に介護職員等処遇改善加算を算定した事業所におかれましては、次に記載する提出期限までに実績報告書の提出が必要となりますので本通知によりお知らせします。

つきましては、実績報告書提出の手続きの内容をご確認の上、届出に際し遺漏なきよう御留意願います。

なお、本通知につきましては、各法人に対し1部のみ送付しておりますので、傘下の事業所等には、貴職から周知いただきますようお願い申し上げます。

1 実績対象

対象年度	各加算の算定対象サービス提供月	(国保連から各事業所への) 各加算の最終支払月
令和7年度	令和7年4月～令和8年3月	令和8年5月

2 提出期限

令和8年7月31日（金）

※年度途中において指定を受けている事業所すべてを廃止した場合は、上記期限とは異なり、国保連から各事業所への加算の最終支払月の翌々月の末日までが提出期限となります。既に提出済みの場合は、ご容赦ください。

3 提出書類

次の書類を提出してください。（様式については、和歌山市指導監査課ホームページの「介護給付費算定に係る届出等様式集」（ページ番号：1003137）をご覧ください。）

- ① 別紙様式3-1 介護職員等処遇改善加算実績報告書（令和7年度）
- ② 別紙様式3-2 個票（令和7年4月以降分）

・介護給付費算定に係る届出等様式集（ページ番号：1003137）

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1003137.html>

4 提出方法及び提出期限

① 電子申請・届出システム

以下の URL にアクセスいただき、電子申請・届出システムにて提出してください。
(G ビズ ID のアカウントが必要です)

【URL】 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

- ・「申請届出メニュー」は、「6. 他法制度に基づく申請届出」を選択し提出してください。
- ・Excel のファイル名は法人名に変更してください。
(例) 株式会社〇〇.xlsx

※原則、①電子申請・届出システムでの提出をお願いします。G ビズ ID の取得に時間を要するなど、やむを得ない場合は郵送による提出も可能とします。当該届出を含め多くの届出が集中する時期となりますので、**窓口混雑及び受付トラブルの回避のため来庁及び電子メールによる提出はご遠慮ください。**郵送の場合は、別紙様式 3-1・3-2 を印刷し、以下の送付先まで提出してください。

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所 指導監査課 介護事業所指定班 宛

5 各手続等の詳細について

各加算の制度等の詳細については、指導監査課ホームページをご確認ください。

- ・介護職員等処遇改善加算等について (ページ番号: 1027655)
<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1027655.html>
- ・介護給付費算定に係る届出等様式集 (ページ番号: 1003137)
<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1003137.html>

6 その他留意点

○実績報告書作成にあたり、「**介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和7年度分)(老発0207第5号令和7年2月7日通知)**」を必ず確認してください。

○各月の給与明細や勤務記録、国民健康保険団体連合会から毎月送付される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」の写し(令和7年5月～令和8年4月審査分)等、実績報告書の積算根拠となる資料については、提出の必要はありませんが、別途、本市から求める場合がありますので、求められた場合は、速やかに提出できるよう適切に保管しておいてください。

和歌山市 健康局
保険医療部 指導監査課 介護事業所指定班
電 話 073-435-1319
FAX 073-435-1320